

松建第131号の158
令和8年1月29日

三喜(株)

代表取締役
河合 圭一 様

三重県知事 一見 勝之



一般 建設業の許可について (通知)

令和 7年12月15日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許可番号	三重県知事 許可(般-7)第 2401号
許可の有効期間	令和8年1月29日から令和13年1月28日まで
建設業の種類	

建築工事業
左官工事業
屋根工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業

大工工事業
石工事業
管工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業
解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和12年12月29日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)